

小平市立障害者福祉施設給食業務委託プロポーザル実施要領

令和7年11月1日制定
要領第12号

1 事業の概要

(1) 件名

小平市立障害者福祉施設（小平市立あおぞら福祉センター、小平市立たいよう福祉センター）給食業務委託

(2) 業務の内容

給食業務（献立の作成、食材の発注及び管理、喫食数等管理、給食費の請求、調理盛り付け、食器等の洗浄、消毒及び保管、施設・設備の清掃及び日常点検、調理業務等の完了確認）

※ 別添仕様書参照

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

(4) 履行場所

- ・小平市立あおぞら福祉センター（以下、あおぞら福祉センター）
小平市鈴木町1丁目472番地
- ・小平市立たいよう福祉センター（以下、たいよう福祉センター）
小平市小川西町5丁目25番15号

(5) 参考額

令和7年度の給食業務委託に係る契約額

- ・あおぞら福祉センター 9,188千円（消費税込）
- ・たいよう福祉センター 6,824千円（消費税込）

2 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件①から③のすべてを満たしていること。

- ①東京都に本社、支社又は営業所が所在していること。
- ②東京都内において給食調理業務に実績があること。
- ③法人税、法人事業税に滞納がないこと。

3 プロポーザル実施の日程

(1) 日程

項目	日時
実施要領等の公表	令和7年11月26日（水）
現地説明会（あおぞら福祉センター） （たいよう福祉センター）	令和7年12月3日（水）午後3時から 令和7年12月2日（火）午後3時から
参加表明書の提出	令和7年12月16日（火）午後5時まで
指名通知書発送	令和7年12月22日（月）（予定）
提案書類作成に係る質問の 受付・回答	受付 令和7年12月19日（金）まで 回答 令和7年12月22日（月）まで

提案書類の提出	令和8年 1月 16日 (金) 午後5時まで
第一次審査(書類審査)結果通知	令和8年 1月 23日 (金) (予定)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年 2月 2日 (月) (予定)
第二次審査結果通知	令和8年 2月 6日 (金) (予定)

※日程は、都合により変更することもありますので予めご了承ください。

(2) 現地説明会について

・あおぞら福祉センター

日時：令和7年12月3日(水) 午後3時から

場所：小平市立あおぞら福祉センター 3階 食堂

・たいよう福祉センター

日時：令和7年12月2日(火) 午後3時から

場所：小平市立たいよう福祉センター 2階 会議室

申込：令和7年12月1日(月)までに社名と参加者名を、「現地説明会参加申込書」(様式②)によりご連絡ください。(ファクシミリ可)

(留意事項)

① 現地説明会への車での参加はご遠慮願います。

(交通案内) あおぞら福祉センター

● 西武新宿線 花小金井駅南口から国分寺駅北口行きバス

● JR中央線 国分寺駅北口から昭和病院行きバス

共済住宅下車 徒歩5分

たいよう福祉センター

● 西武国分寺線、拝島線小川駅西口下車 徒歩7分

② 調理室内に入室する方は、最近15日以内の検便検査結果(検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌)、清潔な衣服(白衣・帽子・マスク等)、清潔な調理室内履きを用意してください。調理室の入室は、2名以内とします。

(3) 質問の受付、回答について

質問書(様式⑥)を電子メールで「11 担当部署」まで送付してください。電子メールで回答します。

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年11月26日(水)から12月10日(水)まで

(2) 配布場所

・小平市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp>

・本会事務局(小平市学園東町1丁目19-13福祉会館4階)又は小平市立あおぞら福祉センター、小平市立たいよう福祉センターでも配布します。

5 参加表明書提出時に提出するもの

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出し、受理されなければなり

ません。なお、期限までに書類を提出しない場合又は書類に不備がある場合は受理されません。

提出書類	備 考
① プロポーザル参加表明書	様式①
② 会社概要	様式③
③ 給食調理業務受託実績	様式④

※ 小平市競争入札参加資格の有無にかかわらず下記の書類を提出してください。

- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※最新年度のもの
- イ 財務諸表
- ウ 法人事業税の納税証明書
- エ 納税証明書その1（法人にあっては法人税）

(1) 提出部数

- ① プロポーザル参加表明書（様式①）……正本1部
- ② 会社概要（様式③）……正本1部、副本5部
- ③ 給食調理業務実績（様式④）……正本1部、副本5部

(2) 提出方法

たいよう福祉センターへ持参又は郵送で提出してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便に限り、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と明記の上、提出期限までに必着とします。

(3) 提出期限

令和7年12月16日（火）午後5時まで

6 参加者の指名

提出された参加表明書等を審査し、「2 プロポーザル参加資格要件」をすべて満たしている事業者に「指名通知書」により参加の指名を通知します（令和7年12月22日（月）（予定）郵送で通知）。

7 プロポーザル参加の指名通知を受けた事業者が提出するもの

指名通知を受けた事業者は、以下の書類を提出してください。

提出書類	内 容
① 提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式⑤によること。 ・提案書の課題及び仕様書に基づき、事業者の実施内容を提案するもの。
② 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式⑦もしくは同内容を記載した事業者の様式によること。 ・消費税及び地方消費税込の総価を表示すること。 ※ 年度ごとに分かるように見積ること。 （有効期限は、契約を締結するまでとする）
③ 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の会社概要を示すもの（事業者作成のもの）

(1) 提案書について

- ① 提案書（様式⑤）により、下記の5つの課題について提案してください。

課題1 障害者福祉施設における給食業務の基本的な考え方について

課題2 給食業務の実施体制について

課題3 給食業務従事者について

課題4 安全・衛生管理について

課題5 危機管理について

③ それぞれの課題について概ねA4 1枚以内にまとめてください。

③ 提出する提案は1案とし、提出後の追加及び変更は認めません。

(2) 見積書について

提出された見積額を令和8年度～12年度の契約額とします。

(3) 書類の提出部数

① 提案書 正本(事業者名あり) 1部、副本5部

② 見積書 正本1部、副本5部

③ 会社概要 6部

(4) 提出方法

小平市立たいよう福祉センターに持参してください。

(5) 提出期限

令和8年1月16日(金) 午後5時まで(厳守)

8 提案書等の審査

提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため、小平市立障害者福祉施設給食業務委託プロポーザル審査委員会を設置し審査を行います。

(1) 第一次審査(書類審査)

① 審査

提出された提案書等に対し、審査委員会において書類審査を実施し、第二次審査でヒアリング等を求める事業者を3者以内選定します。

※見積額が予算額を超えている場合は、審査対象から除外します。

② 審査結果の通知

全参加事業者に対して令和8年1月23日(金)(予定)までに書面により通知します。

(2) 第二次審査(プレゼンテーションによる審査 令和8年2月2日(月)(予定))

① 審査

第一次審査により選定された事業者は、審査委員会において提案についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、最も優れた提案を行った事業者を1者決定します。

② プレゼンテーションの実施方法

提案書についての説明(プロジェクター使用等による15分以内のプレゼンテーション)と審査委員会による15分程度のヒアリングを行います。

出席者は、合計3人以内とします。

④ 審査結果の通知

プレゼンテーション参加事業者に対して令和8年2月6日(金)(予定)に書面により通知します。

(3) 審査結果の公表

審査結果は本会ホームページで公表します。

9 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された参加表明書及び提案書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはありません。
- ・ 提出された書類は、返却いたしません。
- ・ 提出書類作成のために本会より受領した資料は、本会の許可なく公表、使用することは出来ません。
- ・ 特定したプロポーザルに係る著作権は作成者に帰属し、本会は無条件でその使用权を持つものとします。

10 その他

(1) 無効となる提出書類

提出書類が次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがあります。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑥ その他、審査委員会が不適合と認めた場合。
- (2) 提出書類作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に関し要した費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類は無効とするとともに、虚偽の記載をした事業者に対して指名停止措置をとることがあります。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え又は再提出は認められません。また、提出書類に記載した担当者の、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することも認められません。
- (5) 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがあります。
- (6) この要領に定めるものの他、必要な事項は本会会長が別に定めます。

11 担当部署

東京都小平市小川西町5丁目25番15

小平市立たいよう福祉センター

電話 042-343-4976

FAX 042-344-3244

メールアドレス taiyo@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp